

医療費の自己負担額の軽減について

同じ月に同じ医療機関で負担する医療費が、下記の自己負担限度額を超える額になる場合は、「限度額適用認定証」を利用することにより、窓口での自己負担額が軽減されます。利用には、事前に保険者に申請をして頂く方法と、当センターからオンラインで資格確認を行う方法があります。

当センターでは、オンラインでの資格確認を行っておりますので、ご希望される方は、病棟事務員もしくは1階患者サポートセンターまでお申し出ください。

70歳以上の自己負担限度額（月額） 自費分及び食事代は別途ご負担をいただきます※1

適用区分 / 所得		外来	入院	4回目以降※2
3割 現役並み所得	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1%		44,400円
1・2割 一般所得	手続き不要	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円	44,400円
1・2割 住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ		15,000円	

70歳未満の自己負担限度額（月額） 自費分及び食事代は別途ご負担をいただきます※1

適用区分 / 所得		外来、入院	4回目以降※2
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1%	140,100円
イ	標準報酬月額53～79万円以上	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1%	93,000円
ウ	標準報酬月額28～50万円以上	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1%	44,400円
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者 住民税非課税	35,400円	24,600円

※1…自費分(差額ベッド代、紙おむつ代、病衣貸与代等)、食事代(1食510円、ただし住民税非課税の場合には減額あり)

※2…同一保険者に限度額以上の支払いが年に4回以上あった場合の4回目以降の自己負担額になります。

《交付申請窓口・お問い合わせ先》

- ・市町村国民健康保険・後期高齢者医療広域連合の方
→いわき市に住民票住所がある方…いわき市役所国保年金課、支所、市民サービスセンター
→いわき市外に住民票住所がある方…住所がある市町村役場
- ・社会保険の方
→保険証に記載されている保険者
※手続きに必要なものについては、保険者へご確認ください。また、保険者によっては月を遡っての交付はされませんので、速やかに手続きを行ってください。

《当センターへの提示方法》

保険者に「限度額適用認定証」の手続きをされた方は、下記の窓口へご提示ください。

- ・外来…新患・再来受付(3番窓口)
- ・入院…病棟事務員、患者サポートセンター

《注意事項》

- ・同じ医療機関でも入院・外来・歯科ごと、同じ薬局でも医療機関の処方ごとに自己負担額までの支払いが必要となります。同じ月に複数の自己負担額の支払いをした方は、保険者に高額療養費の手続きを行ってください。詳しくは保険者にご確認ください。

《オンライン認証について》

- ・オンラインでの資格確認の場合には、認定証は交付されません。交付希望の方は保険者に申請の手続きを行ってください。また、オンラインシステムが導入されていない医療機関もあるため、転院予定の方は交付申請の手続きを行ってください。
- ・オンラインでの資格確認をご希望された方は、それ以降も同意を得たものとして対応させていただきます。同意の撤回をご希望の場合はお申し出ください。
- ・医療保険に加入された時期や保険者によりオンラインでの資格確認が取れない場合があります。その場合には、保険者への手続きをお願いいたします。

《マイナ保険証ご利用の方》

- ・マイナ保険証を利用されている方は、限度額情報の表示に同意されていれば自動的に適用となりますので、手続きは不要です。

【ご不明な点については、1階患者サポートセンターまでご相談ください。】